

公益社団法人福岡県観光連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福岡県及び各地観光機関並びに観光事業に関係ある者と密接な連携を保ち、常に観光事業の振興と地域活性化を図り、併せて国際観光の振興を促し、もって生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の宣伝及び観光客の誘致促進に関すること
- (2) 観光文化の振興に関すること
- (3) 観光地の環境整備に関すること
- (4) 観光情報の収集及び提供に関すること
- (5) 観光事業従事者の資質向上に関すること
- (6) 観光事業に係る調査研究及び指導に関すること
- (7) 観光関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (8) 旅行業法に基づく旅行業に関すること
- (9) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体の行う事業に対する拠出に関すること
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福岡県内において行うものとする。

ただし、前項(1)については、福岡県外及び国外においても行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で会長の推薦により理事会が承認した者

2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費を負担しないものとする。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって、一般法人法上の任意退社とする。

(除名)

第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年間以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会長は、総会の日 の 2 週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、この正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(役員 の 設置)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、5 名以内を副会長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、一般法人法第 65 条第 1 項に該当する者は、理事及び監事になることができない。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 各理事について、その理事及びその配偶者又は 3 親等以内の理事の合計数が、理事総数の 3 分

の1以上を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(理事の業務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務の執行を統括する。
- 5 常務理事は、理事会が定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 第1項ただし書に規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、総会の決議により定めるものとする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事の中から選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事会の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りではない。

3 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 22 条第 6 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 33 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

ない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、役員名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく福岡県知事に届けなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第40条の規定は、これを変更することができない。

（解散）

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定取消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を得なければならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 44 条 事務局には、法令で定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿の記載のとおりとする。

3 この法人の最初の会長は、明石博義、専務理事は、東康裕、常務理事は、秋山正博とする。

4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

附則

この定款は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附則

この定款は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。